

1. 事業概要

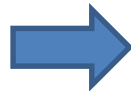
- 防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場など用途が多岐にわたるもの。
- 自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施及び防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変化により防衛施設周辺地域に洪水被害などの大きな影響を及ぼす場合がある。
- これらの障害を防止又は軽減するため、地方公共団体等が河川改修等の必要な工事を行うときは、国が補助金の交付を行うことによって、周辺住民の生活の安定などが図られ理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。

【主な活動内容】

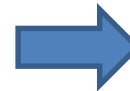
自衛隊等の行為等による障害の防止又は軽減のため、地方公共団体等が河川改修等の必要な工事を行うときは、予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助している。



訓練に伴う演習場の荒廃



洪水被害

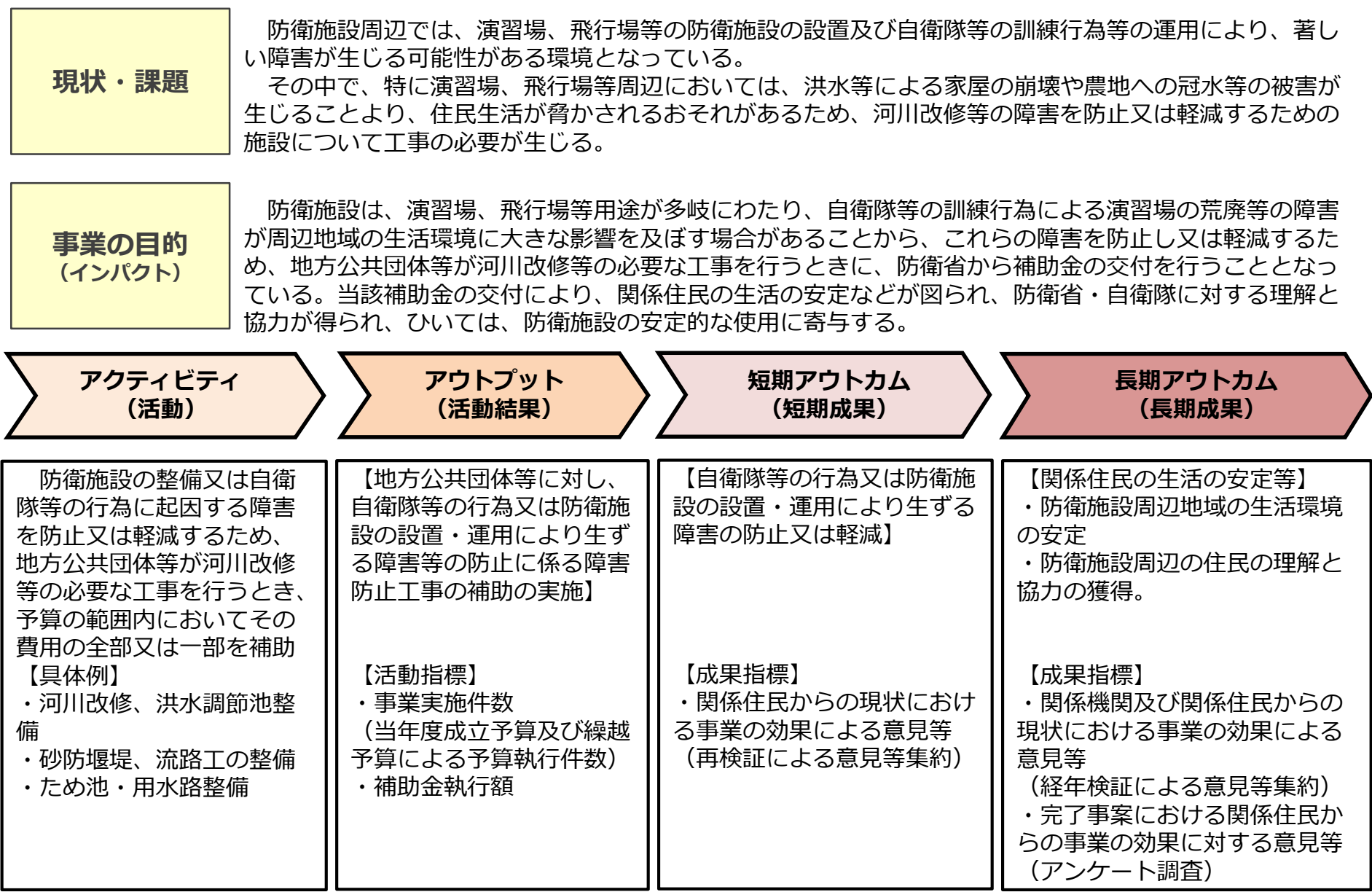


対策工事

2. 論点

- ① 事業の執行が効果的・効率的なものとなっているか。（予算執行率など）
- ② 長期間継続している事業の補助率や補助対象範囲は、防衛施設の影響を適切に反映したものとなっているか。
- ③ 事業効果について周知を図るため、周知方法について改善すべきではないか。

3. ロジックモデル（効果発現経路）のご説明



(参 考 資 料)

○「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）」制定までの経緯

- ・福岡県芦屋飛行場内の航空障害物件（防風林）を伐採したことにより、周辺の農地に被害が生じたことに端を発し、基地等に起因する障害による損失の発生後ではなく、補償以前に損失（被害）を生じさせないような施策を講じるべきとの機運が醸成。
- ・昭和28年に「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（「特損法」）」が制定。同法により、自衛隊又は米軍の行為等により生ずる障害による損失に対し、補償の形で処置。
- ・昭和29年の自衛隊発足により、基地問題は自衛隊関係においても同様に生起するとともに、高度経済成長による基地周辺地域の社会的経済的発展に伴い、関係住民、地方自治体の意識・要望等が変容。
- ・かかる事態に対し、基地問題について施策の統一を図るため、政府全体で立法化の審議が重ねられ、昭和41年に「防衛施設周辺の整備等に関する法律（周辺整備法）」が成立。
- ・同法の成立により、それまで行政措置で実施してきた特別損失防止（障害防止）事業等の制度化が成就。
- ・他方、昭和40年代中期から、防衛施設周辺の急激な都市化、防衛施設と都市計画・地域開発との競合、公害問題及び生活環境保全に対する国民意識の高揚等が生起。
- ・さらに、同時期、米軍の大規模再編計画に伴う施設配置等の変更により、自治体側の町づくり施策へのしわ寄せ等が生じたことにより、防衛施設周辺の自治体からも十分な措置を要請する動きが活発化。
- ・このような背景から、周辺整備法だけでは地域社会と防衛施設の設置・運用との調和が困難であったことから、これらに包括的に対応できるようにするため、昭和49年に「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）」が成立。

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和４９年法律第１０１号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（障害防止工事の助成）

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等 の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

２（略）

○防衛施設の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和４９年政令第２２８号）（抄）

（障害防止工事の補助の割合）

第二条 法第三条第一項の規定による補助の割合は、十分の十とする。ただし、障害の発生が法第二条第一項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

２ 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第三条第一項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

○障害防止工事の助成の検証実施要領について（防地周（事）第165号。29.4.5）別紙（抄）

（趣旨）

第1 この要領は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第3条第1項の規定に基づく障害防止工事（同項第2号に規定する道路及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第3条第2号に規定する施設に係るものを除く。以下「事業」という。）の助成の適否に係る客観性及び透明性並びに計画内容等の妥当性を確保するための検証の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（検証の種類）

第2 検証の種類は、次の各号に定めるものとする。

（1）略

（2）経年検証 地方公共団体等が補助金の交付を受けようとする事業（当該事業に係る補助金の交付の決定を受けようとする会計年度以前において、当該事業に係る補助金の交付の決定がなされたことがあるものに限る。第3号において同じ。）に係る検証（当該事業に係る補助金の交付の決定を受けようとする会計年度の計画内容が全体計画調査費に係るものである場合において、全体計画調査の結果に基づき当該会計年度以後に実施するものを含む。）で、次に掲げるいずれかの場合に実施するもの。

ア 当該事業の開始の会計年度から起算して10年（全体計画調査に係る期間を除く。）を経過した場合

イ 再改修（当該事業で過去に整備された施設に対して、新たに当該事業として整備を実施するものをいう。）を実施する場合

ウ 当該事業が連続する5年以上の期間中断され、その後に当該事業が再開された場合

エ 当該事業に係る経年検証の報告の年から10年（全体計画調査に係る期間を除く。）を経過した場合

（3）再検証 地方公共団体等が補助金の交付を受けようとする事業に係る検証で、直近で実施された当該事業に係る新規検証又は経年検証の報告の年から5年（全体計画調査に係る期間及び休止期間を除く。）を経過した場合に実施するもの。



(検証の実施手続)

第3

- 1 地方防衛局長及び東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）は、第2各号のいずれかに該当する場合には、原則として、検証を行うものとする。ただし、再検証及び経年検証の実施が同一年度となる場合は、経年検証のみを実施するものとする。また、特に必要があると地方防衛局長等が認めるときは、第2第2号及び第3号に規定する場合以外にも経年検証及び再検証を行うことができる。
- 2 検証の実施時期は、補助事業等計画書（防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する補助事業等計画書をいう。以下同じ。）を防衛大臣に送付するときまでとする。
- 3 地方防衛局長等は、地方公共団体等から、次に掲げる検証の種類に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類の提出を受け、その記載内容について検証を実施するものとする。ただし、補助金の交付を受けようとする会計年度が事業完了予定年度で、当該年度の計画内容が財政法（昭和22年法律第34号）第15条第5項に規定する国庫債務負担行為のうち歳出化経費に係るもののみである場合は、この限りでない。
 - (1) 略
 - (2) 経年検証 次に掲げる事項
 - ア 事業化以後における自衛隊等の行為と障害との因果関係につき、防衛施設の使用状況、周辺地域の被害状況及び補助の対象となる施設の現状
 - イ 事業化以後における周辺地域の状況につき、関係流域の状況の変化、民間等の開発行為による状況の変化及び人口の変化
 - ウ 現状における事業の効果
 - エ 補助の割合に係る定量的な評価
 - オ 事業の進捗状況及び今後の見通し
 - カ 関係機関等からの計画内容等に係る意見
 - キ 関係住民からの現状における事業の効果に係る意見
 - ク コストの縮減、事業期間の短縮等に係る検討
 - ケ 費用対効果分析の結果
 - コ 事業の継続の必要性等



続く

(3) 再検証 次に掲げる事項

- ア 事業化以後における自衛隊等の行為と障害との因果関係につき、防衛施設の使用状況、周辺地域の被害状況及び補助の対象となる施設の現状
- イ 事業化以後における周辺地域の状況につき、関係流域の状況の変化、民間等の開発行為による状況の変化及び人口の変化
- ウ 現状における事業の効果
- エ 関係住民からの現状における事業の効果に係る意見
- オ 事業の進捗状況及び今後の見通し
- カ コストの縮減、事業期間の短縮等に係る検討
- キ 事業の継続の必要性等

- 4 地方防衛局長等は、前項で検証を実施した事項について、新規検証にあっては付紙様式第1により取りまとめ、経年検証にあっては付紙様式第2により取りまとめ、再検証にあっては付紙様式第3により取りまとめ、補助事業等計画書に付して防衛大臣に送付するものとする。